



子ども手当の申請受け付けが始まります

次代の社会を担う子どもたちが、健やかに育つことができるように、子育て世帯を支援する「子ども手当」を支給します。

支給対象 中学校修了（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの子ども

ポイント

児童手当は、小学校修了までの子どもが対象だったの
で、対象が拡大されています。

支給要件 市内在住で、次の要件を満たすかた

① 支給対象となる子どもを監護し、生計を同じくする父母またはその保護者

② 外国人登録法に基づく登録が行われており、かつ生活の本拠（住所）としての実質が日本国内にあると認められる外国人のかた

※在留資格が無い場合や短い場合は、対象となりません。

ポイント

児童手当には、所得による支給制限がありませんが、子ども手当には、所得による制限はありません。

支給額 支給対象児童1人につき、月額1万3千円

支給時期 平成22年6月・10月、平成23年2月・6月（それぞれ前月分まで）

問い合わせ 児童課（574-6646）、岡部福祉健康課（585-2214）、川本福祉健康課（583-2532）、花園福祉健康課（584-1123）



子ども手当を受け取るには申請が必要で（上図参照）。次のかたは、必ず申請してください。

	子ども手当	児童手当
対象児童	中学校修了（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの子ども	小学校修了（12歳に達した日以降の最初の3月31日）までの子ども
支給額/月額/人	一律13,000円	3歳未満の子どもは一律10,000円 3歳以上の子どもについては、第1・2子は5,000円、第3子以降の子どもは10,000円
所得制限	なし	あり

▲子ども手当と児童手当の比較

子ども手当の申請方法

子ども手当を受け取るには申請が必要で（上図参照）。次のかたは、必ず申請してください。

申請方法 郵送または直接、児童課または各総合支所福祉健康課へ

申請期間 平成22年4月1日現在、子ども手当の支給要件に該当するかた（申請が不要なかたを除く）の場合、平成22年9月30日（以下申請猶予期間）までに申請されると、4月分の手当から該当となります。

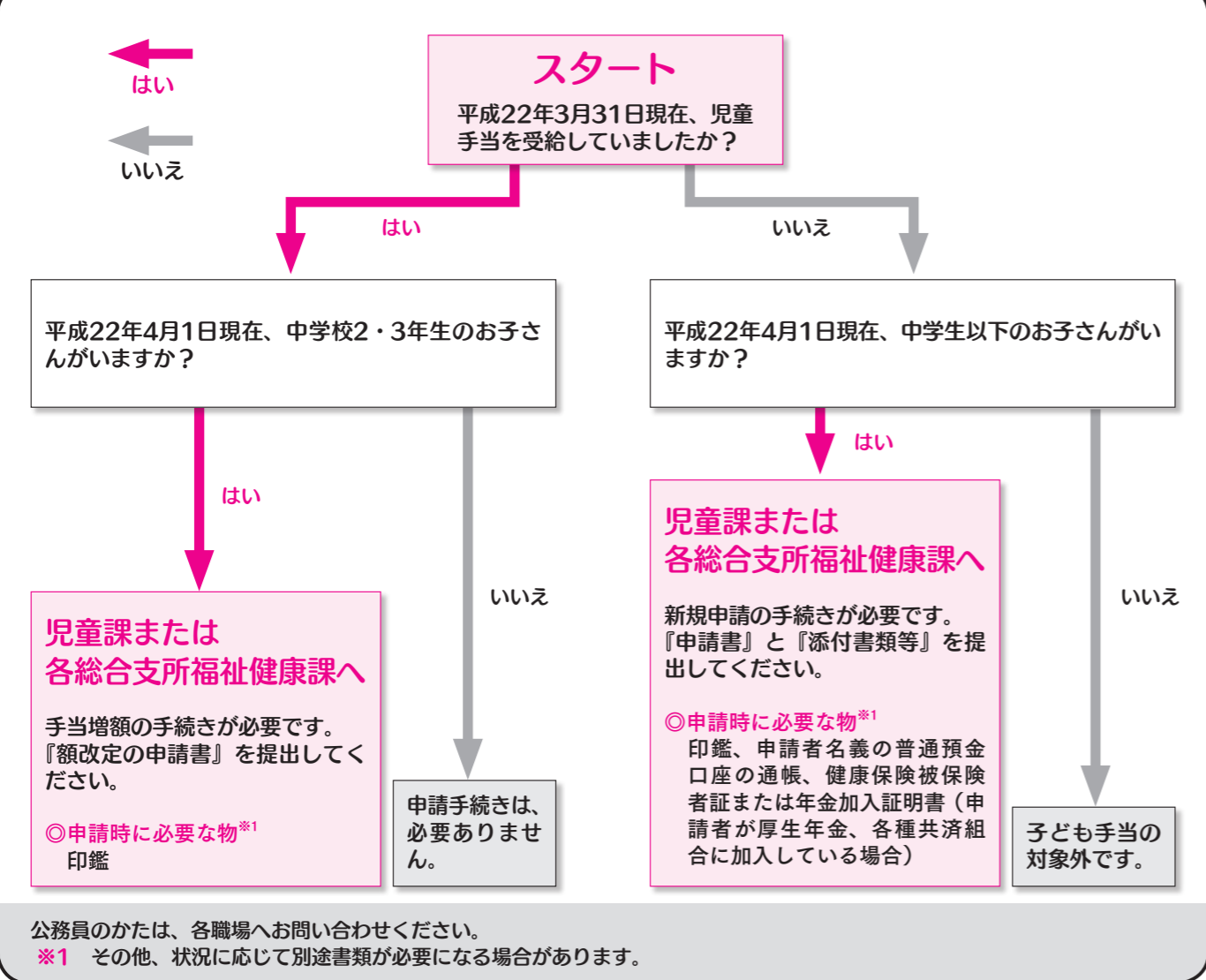
※申請猶予期間を過ぎての申請の場合は、申請日の翌月分から支給します。

その他 平成22年2月・3月分の児童手当は、4月・5月分の子ども手当と一緒に、6月に支給されます。

※制度については、変更になる場合があります。



あなたは必要？ 子ども手当の申請手続き



- ① 平成22年3月31日現在、児童手当を受給していて、中学校2・3年生の子どもがいない世帯
- ② 他の市区町村から転入されたかたで、平成22年3月31日までに児童手当の申請を

- ① 平成22年度において、中学校2・3年生がいる世帯の父母など
- ② 支給対象となる子どもがいて、平成22年4月1日以後、他の市区町村から深谷市に転入されたかた
- ③ 平成22年3月31日現在、所得制限により児童手当を受給していない世帯の父母など
- ④ 平成21年度以前の現況届が未提出になっているかた

ただし、次のかたは申請が免除されます。申請しなくても、引き続き子ども手当が支給されます。